

盛岡市駐車場条例の一部改正について

平成 19 年 11 月 26 日

都 市 整 備 部

1 改正の趣旨

マリオス立体駐車場（収容台数 294 台）及び盛岡駅西口地区駐車場（収容台数 418 台）の駐車料金は、それらの駐車場を設置した当時盛岡駅西口地区に駐車場が無かったため、盛岡駅東口地区の駐車料金に準じて設定されたものである。昨年、盛岡駅西口地区に民間の低料金の駐車場が開場したことから、マリオス立体駐車場及び盛岡駅西口地区駐車場の駐車料金を盛岡駅西口地区の民間の駐車場の駐車料金に準じるように下げようとするものである。

※盛岡駅西口地区の民間の駐車料金

A 駐車場	8時から20時まで30分毎100円(12時間まで最大1,000円) 20時から翌8時まで1時間毎100円(12時間まで最大800円)
B 駐車場	8時から22時まで1時間毎100円 22時から翌8時まで1時間毎50円

2 改正の内容

マリオス立体駐車場及び盛岡駅西口地区駐車場の駐車料金を次のように改正するものである。

駐車時間	駐車料金（改正案）	駐車料金（現行）
午前7時から午後6時まで	駐車時間30分までごとに100円。ただし、1,000円を超えるときは、1,000円	駐車時間30分までごとに150円
午後6時から午後11時まで	駐車時間1時間までごとに100円	駐車時間1時間までごとに150円
午後11時から翌日の午前7時まで	駐車時間1時間ごとに100円の範囲内で規則で定める額	駐車時間1時間ごとに150円の範囲内で規則で定める額
	午後6時から翌日の午前7時までの駐車料金が800円を超えるときは、800円とする。	

3 施行期日

平成 20 年 4 月 1 日

4 経過措置

平成 20 年 4 月 1 日以後に出庫する自動車から改正後の駐車料金を適用する。